

2023年 4月 25日

北海道知事 様

提出者

住 所札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号

氏 名 株式会社 札幌副都心開発公社

代表取締役社長 中塚 宏隆

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	① 新さっぽろアーキシティ サンピアザ ② 新さっぽろアーキシティ デュオ
所在地	① 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号 ② 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目6番2号
地域貢献活動計画書の提出年月日	2013年 4月 26日

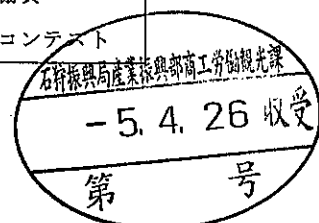
2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	2023年4月1日
変更の理由	内容及び担当者変更の為。

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
地域との連携促進	1) 地域団体・組織への加入	隔月	<ul style="list-style-type: none"> 札幌商工会議所への加入 厚別区民協議会への参加 地域振興連携協定（北星学園大学・厚別区・当社）
	2) 地域の取組への協力	随時	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域イベントや行事などへの参画、協働 区民まつり新さっぽろ冬まつりへの協賛・開催・参加 成人の日行事への協賛 新さっぽろフォトコンテスト



		随時	② コミュニティスペースの無償提供 ・地域小・中・高校等のコンサート開催 ・小規模作業所展 ・行政書士等による無料相談会 ・厚別消防署火災予防イベント ・厚別警察署啓発活動イベント
		随時	③道産品のPRや販売促進への協力 ・物産展（会場提供）の開催協力 ・道内商業高校の道産品PR・販売会の開催
		随時	④地域や道内の企業との取引促進 ・地域や道内商業者のテナント入居促進 ・農産品、水産品等取引強化、イベント開催（会場提供）
		随時	⑤リサイクル対策の推進 ・廃棄物分別によるリサイクル回収の推進
		随時	⑥地域教育への協力 ・店舗見学・体験学習の受け入れ ・インターンシップの受け入れ
地域基盤の 形成・維持	1)地域雇用の確保	随時	・地域雇用の促進（イオン） ・安定的雇用を継続して実施（イオン） ・障害者、高齢者等の雇用実施（当社・イオン）
	2)ゆとりある勤労者生活の確保	随時	・シフト制を組む等により、休日の充実を促進し、夏・冬季休暇取得を奨励 ・交代制による週休2日制促進
	3)従業員の職業能力開発の推進	随時	・社内施設拡充による研修の実施（イオン）
	4)地域の防犯活動等への参画、協働	随時	①青少年の非行防止への協力 ・警備会社による施設周辺の巡回警備実施 ・24時間警備システムによる機械警備実施 ・防犯専任職員による巡回指導 ・繁忙期における社員の巡回強化 ・所轄警察少年課、各学校との連

			携協議
	5) 地域防災活動への協力	随時	①災害時の物資提供 ・可能な範囲で協力準備 ②災害時の緊急避難場所の提供 ・駐車場提供、可能な範囲で協力準備 ③災害時におけるボランティア活動の支援 ・緊急用井戸水の提供 ・AEDの設置
まちづくりへの協力	1) 市が進める交通対策への協力	通年	・札幌市公共駐輪場設置に伴う土地の無償提供（使用貸借）
	2) 景観形成への配慮	随時	・季節装飾による景観づくり
	3) 環境美化対策	随時	・外構部植込みに花壇を展開 ・社員による施設周辺の清掃 ・施設周辺の歩道除雪
その他	1) 環境全般への配慮	通年	・電気、熱及び燃料使用量を削減、二酸化炭素排出量を低減 ・環境に配慮した商品開発（イオン） ・簡易包装の推進、レジ袋削減に向けた取り組み（イオン） ・バラ売りや量り売りの推進による包装資材の削減（イオン）
	2) エネルギー対策	通年	・エスコ事業導入による使用電力の削減 ・冷・暖房温度の適切な設定 ・クール・ウォームビズの実施 ・事務スペースの消灯

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	S C 事業部 営業管理課
職・氏名	佐々木 一則
電話番号等	0 1 1 - 8 9 0 - 2 4 1 0

<担当者連絡先>

所属名	S C 事業部 営業管理課
職・氏名	松本 織江
電話番号	0 1 1 - 8 9 0 - 2 4 1 0
電子メールアドレス	o_matsumoto@arc-city.com

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。